平成２１年（フ）第７５号
静岡県静岡市駿河区丸子新田510番地５、住民票上の住所群馬県吾妻郡高山村大字中山3640番地
債務者　牧田　優子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７号
群馬県前橋市文京町４丁目６番10－Ａ－504号
債務者　高橋　　剛（旧姓加山）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７４号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場750－７、住民票上の住所群馬県前橋市大手町２丁目７番４－504号　サンデュエル前橋大手町
債務者　森田　明美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
群馬県前橋市駒形町273番地８
債務者　阿部　勝敏
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８７号
群馬県前橋市総社町植野230番地４
債務者　船戸すみ子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原6352番地の11
債務者　藤崎　　周
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５７号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の506
債務者　亀山　周一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４５８号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の506
債務者　亀山　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７０号
神奈川県厚木市妻田西２丁目８番10号　ボンメゾン妻田101、前住所神奈川県厚木市中町４丁目９番12　706号
債務者　河本亜矢子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２９６号
金沢市芳斉１丁目７番５号、従前の住所金沢市泉野町２丁目11番14号、従前々の住所金沢市増泉１丁目18番７号
債務者　藤木　恵美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５８号
京都府宇治市神明宮北３番地の９
債務者　内山　純子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７９号
京都市下京区西七条八幡町９番地　メゾン前田502号室
債務者　梅田真須美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０２号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町４番地の１　アタゴハイツ
債務者　児島きぬ子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７２２号
大阪府高石市綾園２丁目22番21号
債務者　辻本　順子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
大阪府羽曳野市南古市１丁目27番４号
債務者　峰　久美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６１号
大阪府河内長野市楠町西961番地の１アレグレーセ千代田202号
債務者　菅原　　順
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
福岡県久留米市梅満町1509番地10
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部